

弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会設置要領

(設置)

第1条 弥生いこいの広場隣接地を市民が利活用する場所として、その利活用方法について、市民の参画のもと検討するため、弥生いこいの広場隣接地利活用市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民懇談会は、「弥生いこいの広場隣接地利活用方策検討事業報告書」（平成21年10月弘前大学人文学部と弘前市の共同研究）の内容を基本として、その利活用方法の検討に関し、次の活動を行う。

- (1) 現地及び周辺地域における資源探し
- (2) 検討内容に係る市民意見聞き取り
- (3) 利活用事業、利活用マップ等の提案
- (4) その他利活用に関する活動

(組織等)

第3条 市民懇談会は、学識経験等を有する者と第1条の設置目的に賛同する者をもって、13名以内で組織する。

- 2 市民懇談会には、リーダーを置き、学識経験等を有する者をもってこれに充てる。
- 3 第1条の設置目的に賛同するメンバーは、次の各号に掲げる者の中から選定する。
 - (1) 船沢公民館が推薦する者
 - (2) 地元町会長
 - (3) NPO等市民活動団体
 - (4) 公募による者
- 4 リーダー及びメンバーの任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 市民懇談会の会議は、リーダーが招集し、座長となる。

- 2 リーダーは、市民懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 リーダーは、必要に応じて学識経験等を有するアドバイザーその他関係者に会議への出席を求めることができる。

(部会)

第5条 市民懇談会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の運営は、リーダーが別に定める。

(庶務)

第6条 市民懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、市民懇談会の運営に関して必要な事項は、リーダーが

別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。